

議案第46号

飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表第2第21号中「第41号、第43号、第47号、第49号、第52号又は第54号」を「第43号、第45号、第49号、第51号、第54号又は第56号」に改め、同表中第65号を第67号とし、第54号から第64号までを2号ずつ繰り下げ、同表第53号中「第51号」を「第53号」に改め、同号を同表第55号とし、同表中第52号を第54号とし、同表第51号中「第53号ア(イ)」を「第55号ア(イ)」に、「第55号ア(イ)」を「第57号ア(イ)」に改め、同号を同表第53号とし、同表第50号中「第56号」を「第58号」に改め、同号を同表第52号とし、同表中第49号を第51号とし、第42号から第48号までを2号ずつ繰り下げ、同表第41号中「第43号、第47号、第49号、第52号及び第54号」を「第45号、第49号、第51号、第54号及び第56号」に改め、同号を同表第43号とし、同表第40号中「第42号」を「第44号」に改め、同号を同表第42号とし、同表中第39号を第41号とし、第38号を第40号とし、第37号を第39号とし、同表第36号の次に次の2号を加える。

37 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円
38 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円

行令第137条の 12第7項の規定 に基づく既存建築 物の大規模修繕等 の認定の申請に対 する審査	大規模修繕等 に対する道路 内における建 築制限の緩和 に係る認定申 請手数料
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月7日提出

飯能市長 新井重治

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第2 (第2条関係)		別表第2 (第2条関係)	
種類	金額	種類	金額
事務	名称	事務	名称
1~20 省略		1~20 省略	
21 建築基準法 (昭和25年法 律第201号)第 6条第1項の規 定に基づく建築 物に関する確認 の申請 (第43 号、第45号、第 49号、第51 号、第54号又は 第56号に規定 する審査に係る ものを除く。)又 は同法第18条 第2項の規定に に基づく建築物に に関する計画の通 知に対する審査	省略	21 建築基準法 (昭和25年法 律第201号)第 6条第1項の規 定に基づく建築 物に関する確認 の申請 (第41 号、第43号、第 47号、第49 号、第52号又は 第54号に規定 する審査に係る ものを除く。)又 は同法第18条 第2項の規定に に基づく建築物に に関する計画の通 知に対する審査	省略
22~36 省略		22~36 省略	
37 建築基準法 施行令(昭和25 年政令第338 号)第137条の 12第6項の規 定に基づく既存 建築物の大規模 修繕等の認定の 申請に対する審	既存建築 物の大規 模修繕等 に対する 敷地と道 路との関 係の建築 制限の緩 和に係る 1件につき 27,000円		

査	認定申請 手数料	
<u>3 8 建築基準法</u>	<u>既存建築</u>	<u>1件につき</u>
<u>施行令第137</u>	<u>物の大規</u>	<u>27,000円</u>
<u>条の12第7項</u>	<u>模修繕等</u>	
<u>の規定に基づく</u>	<u>に対する</u>	
<u>既存建築物の大</u>	<u>道路内に</u>	
<u>規模修繕等の認</u>	<u>おける建</u>	
<u>定の申請に対す</u>	<u>築制限の</u>	
<u>る審査</u>	<u>緩和に係</u>	
	<u>る認定申</u>	
	<u>請手数料</u>	
<u>3 9 省略</u>		
<u>4 0 省略</u>		
<u>4 1 省略</u>		
<u>4 2 長期優良住</u>	<u>長期優良</u>	<u>ア 住宅の品質確保の促</u>
<u>宅の普及の促進</u>	<u>住宅建築</u>	<u>進等に関する法律(平</u>
<u>に関する法律(平</u>	<u>等計画等</u>	<u>成11年法律第81</u>
<u>成20年法律第</u>	<u>認定申請</u>	<u>号) 第6条の2第3項</u>
<u>87号)第5条第</u>	<u>手数料</u>	<u>の確認書若しくは同条</u>
<u>1項から第7項</u>		<u>第4項の住宅性能評価</u>
<u>までの規定に基</u>		<u>書(いずれも長期優良</u>
<u>づく長期優良住</u>		<u>住宅の普及の促進に關</u>
<u>宅建築等計画又</u>		<u>する法律第6条第1項</u>
<u>は長期優良住宅</u>		<u>第1号に掲げる基準に</u>
<u>維持保全計画の</u>		<u>適合しているものに限</u>
<u>認定の申請に対</u>		<u>る。第44号において</u>
<u>する審査(次号に</u>		<u>同じ。) 又はこれらの</u>
<u>規定する審査を</u>		<u>写しが提出された場合</u>
<u>除く。)</u>		<u>(7)~(1) 省略</u>
		<u>イ 省略</u>
<u>4 3 長期優良住</u>	<u>建築基準</u>	<u>ア 省略</u>
<u>宅の普及の促進</u>	<u>関係規定</u>	<u>イ 建築基準法第6条第</u>
<u>に関する法律第</u>	<u>の適合に</u>	<u>5項又は第18条第4</u>
<u>5条第1項から</u>	<u>についての</u>	<u>項の構造計算適合性判</u>

<u>3.7</u> 省略		
<u>3.8</u> 省略		
<u>3.9</u> 省略		
<u>4.0</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。 <u>第4.2号</u> において同じ。)又はこれらの写しが提出された場合(7)～(4) 省略 イ 省略
<u>4.1</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から	建築基準関係規定の適合についての	ア 省略 イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判

<p>第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）</p>	<p>審査の申出を伴う 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p> <p>定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別に建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額</p> <p>(7) 省略</p> <p>(イ) 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（第45号、第49号、第51号、第54号及び第56号において「大臣認定プログラム」という。）により行われるもの</p> <p>120,700円</p>			<p>第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）</p> <p>審査の申出を伴う 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p> <p>定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別に建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額</p> <p>(7) 省略</p> <p>(イ) 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（第43号、第47号、第49号、第52号及び第54号において「大臣認定プログラム」という。）により行われるもの</p> <p>120,700円</p>
44 省略			42 省略	
45 省略			43 省略	
46 省略			44 省略	
47 省略			45 省略	
48 省略			46 省略	

<u>49</u> 省略			
<u>50</u> 省略			
<u>51</u> 省略			
<u>52</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物工 ネルギー ¹ 消費性能 適合性判 定手数料	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 (7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 a 床面積の合計 (市長が別に定める算定方法によつて算定したものをいう。以下この号及び第 <u>58</u> 号において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円 b 省略	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 (7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 a 床面積の合計 (市長が別に定める算定方法によつて算定したものをいう。以下この号及び第 <u>56</u> 号において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円 b 省略
<u>47</u> 省略			
<u>48</u> 省略			
<u>49</u> 省略			

		(イ) 省略 イ～ウ 省略			(イ) 省略 イ～ウ 省略
<u>5.3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)</u>	建築物工 ネルギー 消費性能 向上計画 認定申請 手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (ア) 省略 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計 (市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。 b 及びイ(イ)、 <u>5.5号ア(イ)及びイ(イ)並びに第5.5号ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 1件につき</u>		5.1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (ア) 省略 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計 (市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。 b 及びイ(イ)、 <u>5.3号ア(イ)及びイ(イ)並びに第5.5号ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 1件につき</u>

		11,000円 b 省略 (イ) 省略 イ～オ 省略			11,000円 b 省略 (イ) 省略 イ～オ 省略
<u>5.4</u> 省略					
<u>5.5</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、 <u>第5.3号</u> 金額の欄に定める額とする。	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、 <u>第5.1号</u> 金額の欄に定める額とする。	ア～オ 省略
<u>5.6</u> 省略					
<u>5.7</u> 省略					
<u>5.8</u> 省略					
<u>5.9</u> 省略					
<u>6.0</u> 省略					
<u>6.1</u> 省略					
<u>6.2</u> 省略					
<u>6.3</u> 省略					
<u>6.4</u> 省略					
<u>6.5</u> 省略					
<u>6.6</u> 省略					
<u>6.7</u> 省略					
<u>5.4</u> 省略					
<u>5.5</u> 省略					
<u>5.6</u> 省略					
<u>5.7</u> 省略					
<u>5.8</u> 省略					
<u>5.9</u> 省略					
<u>6.0</u> 省略					
<u>6.1</u> 省略					
<u>6.2</u> 省略					
<u>6.3</u> 省略					
<u>6.4</u> 省略					
<u>6.5</u> 省略					

令和 5 年 9 月 13 日 水曜日

第百三十九条の見出しを「(工作物の指定等)」に改め、同条第三項第四号中「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第八十八条第一項の政令で定める基準は、法第二十八条の二第二号及び第一号に掲げる基準とする。

第一百四十四条の二の中「[百三十八条第三項第一号]」を「[百三十八条第四項第一号]」に、「[百三十七条の十二第四項]」を「[百三十七条の十二第八項]」に改める。

第一百四十四条の二の三中「[百三十八条第三項第五号]」を「[百三十八条第四項第五号]」に改める。

第一百四十四条の二の四中「[百三十八条第三項第六号]」を「[百三十八条第四項第六号]」に改める。

第一百四十五条第一項第一号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第二項中「規定により」を削り、「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「あり、又は」を「あるか又は主要構造部が」に改め、同条第三項第二号中「瓦」を「瓦」に改める。

第一百四十九条第一項第三号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

(公営住宅法施行令の一部改正)

第三条 公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第二条第五号」を「第二条第九号の二イ」に、「以下この条」を「口」に、「同法第一条第七号」を「同条第七号」に改め、同号口中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第二号イ中「主要構造部」の下に「建築基準法第二条第五号に規定するものをいう。口において同じ。」を加え、「建築基準法第二条第七号の二」を「同条第七号の二」に改め、「以下この母において同じ」を削る。

(地方住宅供給公社法施行令等の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

- 一 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第二百九十八号)第二条第一項第二十六号
- 二 地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)第十条第一項第二十二号
- 三 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)第七条第一項第二十号
- 四 社会資本整備審議会令(平成十二年政令第二百九十九号)第六条第一項の表建築分科会の項第二号
- 五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)第二十八条第一項第二十五号
- 六 独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)第五十六条第一項第二十四号
- 七 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)第二十五条第一項第四十五号
- 八 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令(平成十五年政令第四百七十九号)第二条第一項第二十五号
- 九 独立行政法人国立病院機構法施行令(平成十五年政令第五百十六号)第十六条第一項第三十三号
- 十 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第二百六十号)第三十四条第一項第二十六号

(都市計画法施行令の一部改正)
第五条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の四第三号口中「その主要構造部(建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。)」が削り、同号口(1)中「建築基準法第二条第七号」を「その特定主要構造部(建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。(2)において同じ。)」が、同条第七号に改め、同号口(2)中「建築基準法施行令第二百八条の三第一項第一号」を「その特定主要構造部が、建築基準法施行令第二百八条の四第一項第一号に改め、同号口(3)中「建築基準法第二条第九号」を「その主要構造部(建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。)」が、同条第九号に改め。

第六条 國土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

2 (施行期日)
この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十二条の二第九号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に「による建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める)によるとする。

附 則

(罰則に関する経過措置)
この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

文部科学大臣	永岡	桂子
厚生労働大臣	加藤	勝信
国土交通大臣	齊藤	鉄夫
内閣総理大臣	岸田	文雄

(号外特第 61 号)

第一百三十七條の十一中「木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。」を削り、「法第八十六条の七第一項の規定により」と「の法第八十六条の七第一項の」に、「次に定めるところによる」を「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分とする」に改め、同条各号を次のように改める。

(2) (1) 増築又は改築に係る部分が火薙遮断壁等で区画されるものである」と。
建築又は改築に係る部分が、第百三十六条の二各号に定める基準（消防防火地域内にある建築物に係るものに限る。）に相当する建築物の部分に関する基準として国土交通大臣が定めるものに適合するもので、国土交通大臣の定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
次の(1)及び(2)並びに前条第一号口(3)から(5)までに該当するものである」と。

(1) 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の対象床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、五十平方メートルを超えないこと。

(2) 増築又は改築後における建築物の階数が二以下であること。

第一百三十七條の十一の次に次の二条を加える。

第一百三十七条の十一の一 法第三条第二項の規定により法第六十二条の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれにも該当する増築又は改築に係る部分とする。

一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の対象床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、五十平方メートルを超えず、かつ、基準時における当該建築物の延べ面積の合計を超えないものであること。

二 増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根における延焼の危険性を増大

(特定防災街区整備地区關係)

〔百三十七条の十一の三 法第三条第二項の規定により法第六十七条第一項の規定の適用を受けない建築物(木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る)についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、増築及び改築については、百三十七条の十第一号口に該当する増築又は改築に係る部分とする。〕

〔百三十七条の十二第一項中「法第八十六条の七第一項の規定により」を「の法第八十六条の七第一項の」に改め、「ついては」の下に「当該建築物における」を加え、「が増大しないこれらの修繕又は模様替のすべて」を「を増大させない全ての大規模の修繕又は大規模の模様替」に改め、同条第二項中「法第八十六条の七第一項の規定により」を「の法第八十六条の七第一項の」に、「これら」の修繕又は模様替の全て」を「当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替」に改め、同条第三項中「第二十八条の二」の下に「(同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限りある)」を加え、「法第八十六条の七第一項の規定により」を「の法第八十六条の七第一項の」に、「次に定めるとところによる」を「当該建築物における次の各号のいずれにても該当する大規模の修繕及び大規模の模様替とする」に改め、同項第一号中「〔百三十七条の四の二に規定する〕」を「〔法第二十

4 法第三条第二項の規定により法第三十五条（第百三十七条の六の二第一項又は第百三十七条の六の三第一項に規定する技術的基準に係る部分に限る）の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないものとする。

5 法第三条第二項の規定により法第三十六条（第百三十七条の六の四第一項に規定する技術的基準に係る部分に限る）の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。

6 法第三条第二項の規定により法第四十三条第一項の規定の適用を受けない建築物についての法

7
6
準に係る部分に限る)の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。

法第三条第二項の規定により法第四十三条第一項の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における当該建築物の用途の変更(当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く)を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとする。

法第三条第二項の規定により法第四十四条第一項の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における当該建築物の形態の変更(他の建築物の利便その他周囲の環境の維持又は向上のため必要なものを除く)を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、特定行政庁が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとする。

第一百三十七条の十三を次のように改める。

(技術的基準から除かれる防火区画)

第一百三十七条の十三 法第八十六条の七第二項の政令で定める防火区画は、第一百十二条第十一項か

ら第十三項までの規定による堅穴部分の防火区画（当該堅穴部分が第一百一十条又は第一百一十一条の規定による直通階段に該当する場合を除く）とする。

の規定による直送販賣は該當する場合のものを除く」とする。

同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第一百十七条第一項」の下に「及び第一百十九条」を加

え、「及び第四節」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 法第二十一条第一項若しくは第二項、法第二十三条、法第二十六条第一項、法第二十七条第一項から第三項まで、法第三十一条（法第八一六条の二第二項）規定する方々に適用するものとし、

一項から第三項まで法第三十六条（法第六十六条の七第二項に規定する防火等に関する技術的基準に係る部分に限る。）又は法第六十一條第一項に規定する基準の適用上の一建築物であ

つても別の建築物とみなすことができる部分 第百九条の八に規定する建築物の部分

第一百三十七条の十五の見出し中「居室」を「部分」に改め、同条中「基準」を「基準のうち」。」

に改め、に限る。)を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第八十六条の七第三項の政令
五節に規定する技術的基準とする

第一条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一百二十八条の五」を「第一百二十六条の四」に、「第一百二十八条の六」を「第一百二十九条の七」に改める。

第十三条第六号中「第一百二十六号の四」を「第一百二十八号の六」に、「第一百二十八号の六」を「第一百二十九号及び第一百九条の八第二号」に改める。

第二十条の七第一項第一号中「及び第一百八条の三第一項第一号」を「第一百八条の四第一項第一号」に改める。

第八十二条の二中「第一百九条の二の二」を「第一百九条の二の二第一項」に改める。

第一百七条の二第一号中「次の表」の下に「の上欄」を加え、「に掲げる時間」を「の下欄に掲げる時間において」に改める。

第一百七条の二第一号中「次の表」の下に「の上欄」を加え、「に掲げる時間」を「の下欄に掲げる時間において」に改める。

第一百八条の三の見出し並びに同条第一項及び第二項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第三項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第一百二十九条の六第一項」を「第一百二十九条の七第一項」に改め、同条第四項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第一百二十九条の六第一項」を「第一百二十九条の七第一項」に改め、「防火設備の構造は」の下に「第一百十二条第一項に規定する」を加え、同条を第一百八条の四とする。

第一百八条の二の次に次の二条を加える。
(主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分)

第一百八条の三 法第二条第九号の二イの政令で定める部分は、主要構造部のうち、次の各号のいずれにも該当する部分とする。

一 当該部分が、床、壁又は第一百九条に規定する防火設備(当該部分において通常の火災が発生した場合に建築物の他の部分又は周囲への延焼を有效地に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る)で区画されたものであること。
二 当該部分が避難の用に供する廊下その他の通路の一部となつていて、通常の火災において、建物に存する者の全てが当該通路を経由しないで地上までの避難を終了することができるものであること。

第一百九条第一項中「第二十一条第二項第二号」を「第二十一条第二項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、同条第二項中「そこで壁」を「袖壁」に改める。

第一百九条の二の二の見出しを「主要構造部を準耐火構造とした建築物等の層間変形角」に改め、同条中「法第二条第九号の三イに該当する建築物」を「主要構造部を準耐火構造とした建築物(特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 建築物が第一百九条の八に規定する火熱遮断壁等により分離された部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

3 法第二十六条第二項に規定する特定部分(以下この項において「特定部分」という)を有する建築物であつて、当該建築物の特定部分が同条第二項第一号(同号に規定する基準に係る部分を除く)又は第二号に該当するものに係る第一項の規定の適用については、当該建築物の特定部分

の下に「の上欄」を加え、「に掲げる時間」を「の下欄に掲げる時間において」に改める。

(大規模の建築物の壁、柱、床その他の部分又は防火設備の性能に関する技術的基準)
第一百九条の七 法第二十一条第二項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいづれかに掲げるものとする。

一 主要構造部の部分及び袖壁、扉その他これらに類する建築物の部分並びに防火設備の構造が、当該建築物の周辺高火熱面積の規模を避難上及び防火上必要な機能の確保に支障を及ぼさないものとして国土交通大臣が定める規範以下とすることができるものであること。

二 特定主要構造部が第一百九条の五各号のいずれかに掲げる基準に適合するものであること。

三 前項第一号の「周辺高火熱面積」とは、建築物の屋内において発生する通常の火災による熱量により、当該建築物の用途及び規模並びに消防設備の設置の状況及び構造に応じて国土交通大臣を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める熱量を超えることとなる場合における当該土地の面積をいう。

四 第百九条の九を第一百九条の十とし、第一百九条の八を第一百九条の九とし、第一百九条の七の次に次の二条を加える。

(別の建築物とみなすことができる部分)

第五百九条の八 法第二十一条第三項、法第二十七条第四項(法第八十七条第三項において準用する場合を含む)及び法第六十一条第二項の政令で定める部分は、建築物が火熱遮断壁等(壁、柱、床その他の建築物の部分又は第一百九条に規定する防火設備(以下この項において「壁等」という))のうち、次に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ)で区画されている場合における当該火

熱遮断壁等により分離された部分とする。

一 当該壁等に通常の火災による火熱が火災維続予測時間(建築物の構造、建築設備及び用途以外のもの(口において「特定非加熱面」という))の温度が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める温度以上に上昇しないものであること。

二 当該壁等に通常の火災による火熱が火災維続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外のもの(口において「特定非加熱面」という)の温度が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める温度以上に上昇しないものであること。

三 当該壁等に通常の火災による火熱が火災維続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋内に面するものに限る。)のうち防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの(口において「特定非加熱面」という)の温度が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める温度以上に上昇しないものであること。

四 当該壁等が第一百九条に規定する防火設備である場合において、特定非加熱面が面する室内に於て、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられているとき 可燃物燃焼温度を超える温度であつて当該指標によつて当該室における延焼を防止することができる温度として国土交通大臣が定める温度

五 当該壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災維続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

四 当該壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によつて生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等の一部が損傷してもなおその自立する構造が保持されることその他の国土交通大臣が定める機能が確保されることにより、当該建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないものであること。

五 当該壁等が、通常の火災において、当該壁等以外の建築物の部分から屋外に出た火炎による当該建築物の他の部分への延焼を有效地に防止できるものであること。

第六百十一条の見出し及び同条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第一号イ中「次の表」の下に「の上欄」を加え、「に掲げる時間」を「の下欄に掲げる時間において」に改め、同条

第二号中「第一百七条各号又は第一百八条の三第一項第一号イ及びロ」を「第一百九条の五各号のいづれか」に改める。

参考

(抜
粋)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年九月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百八十号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十九号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令

第一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)」に改める。